



様式 11-1

事業報告書  
(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称

医療法人社団 健明会

- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

(2) 事務所の所在地    兵庫県神戸市中央区日暮通二丁目1番3号

(3) 設立認可年月日    平成1年7月27日

(4) 設立登記年月日    平成1年7月27日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	林重伸	管理者
理事	林宏明	
同	林紗織	
同	渡邊美佐代	
監事	渡邊昌克	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所)

種類	施設の名称	開設場所
診療所	はやし皮ふ科 クリニック	兵庫県神戸市中央区日暮通 二丁目1番3号

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和5年7月20日	社員総会	決算の承認
令和6年2月25日	理事会	中間決算報告



法人名 医療法人 社団健明会

※医療法人整理番号 00079

所在地 神戸市中央区日暮通2丁目1番3号

財 産 目 録

(令和6年5月31日現在)

1. 資 産 額	408,817 千円
2. 負 債 額	38,918 千円
3. 純 資 産 額	369,898 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	355,538
B 固 定 資 産	53,279
C 資 産 合 計 (A+B)	408,817
D 負 債 合 計	38,919
E 純 資 産 (C-D)	369,898

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))



法人名 医療法人 社団健明会

※医療法人整理番号 00079

所在地 神戸市中央区日暮通2丁目1番3号

貸借対照表

(令和6年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	355,538	I 流動負債	38,919
II 固定資産	53,279	II 固定負債	0
1 有形固定資産	49,925	負債合計	38,919
2 無形固定資産	2,963	純資産の部	
3 その他の資産	391	科目	金額
		I 資本金	37,101
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	332,797
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	369,898
資産合計	408,817	負債・純資産合計	408,817



法人名 医療法人 社団健明会

※医療法人整理番号 000719

所在地 神戸市中央区日暮通2丁目1番3号

損 益 計 算 書  
(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	282,735
2 事業費用	258,866
本来業務事業利益	23,869
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	23,869
II 事業外収益	2,708
III 事業外費用	354
經常利益	26,223
IV 特別利益	156
V 特別損失	0
税引前当期純利益	26,379
法人税等	2,855
当期純利益	23,524

# 監事監査報告書

医療法人社団 健明会  
理事長 林 重伸 様

私は、医療法人社団健明会の令和<sup>6</sup>年~~3~~<sup>5</sup>会計年度（令和<sup>6</sup>年6月1日から令和~~5~~<sup>6</sup>年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月15日

医療法人社団健明会

監事 渡邊 昌克